

第18号

定価1年間300円
組合員の購読料は
組合費に含む



発行 檜山教職員組合

〒043-0056 江差町字陣屋町 86-1
Tel 0139(52)0858 FAX (52)1490
発行責任者 石橋英敏
E-mail: hiyamakyoso@proof.ocn.ne.jp

休憩時間を60分から45分にできる！

道議会で提出

二月一九日から始まる定例会道議会で、「休憩時間に関する制度の見直し等」の改正案が提出され、改正される見通しです。内容は「休憩時間を1時間から45分に改正」と「休憩時間の付与にかかわる取扱い」についてです。（左記参照）

北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正
〇 休憩時間を、1時間から45分に改正。

改正(案)	現行
(休憩時間) 第7条 教育委員会は、1日の勤務時間が6時間を超える場合においては、少なくとも45分、8時間を超える場合においては少なくとも1時間の休憩時間を、それぞれ勤務時間の途中に置かなければならない。	(休憩時間) 第7条 教育委員会は、1日の勤務時間が6時間を超える場合においては、少なくとも1時間の休憩時間を勤務時間の途中に置かなければならない。

15分の拘束時間軽減に

一見、休憩が少なくなり、勤務が厳しくなったように見えますが、そうではありません。それは、児童生徒への対応が必要な学校職員の勤務

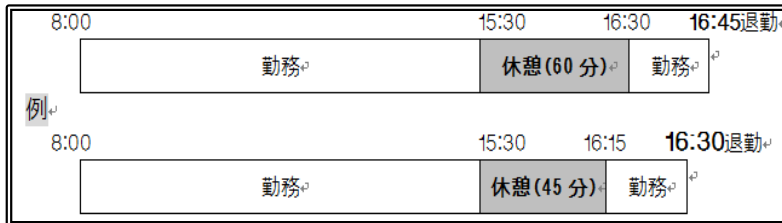
の特殊性があるからです。勤務形態として、ほとんどの学校は、昼の休憩がとれません。放課後などに休憩を割り振る実態があります。

したがって60分から45分に休憩が短縮されると、退勤時間が早まるなど、15分間の拘束時間の軽減を図ることが可能になります。（下記例参照）

私たちの主張が認められる形に！

そもそも、この条例は、二〇〇九年から施行されました。それは、国家公務員の勤務時間が7時間45分となり、それにとりもなつて、休憩時間が45分から1時間とされたためです。昼に休憩が取れる職種はいいのですが、昼に休憩が取れない教職員は、その制度は馴染まず、退勤時刻が延長され、労働負担が増えた形になり、結果的に、実質負担増を余儀なくされました。

道教組と道高教組は、実態を鑑み、



そのままで今までの通りの可能性も

しかし、この道議会で条例が改正されても、何もしなければ、そのままになる場合があります。それは、「少なくとも45分にできる」という改正であつて、今まで通り、60分でもかまわないからです。

勤務時間の割り振り（出退勤・休憩時間）については、学校管理規則により、校長（学校ごと）に決定権があります。したがって来年度に向けて校長と話し合う必要があります。労働基準法では、使用者が労働者に所定の休憩を与えなかった場合、使用者には『禁固六ヶ月未満、罰金三〇万未満』の刑罰を科すことが定められています。また、勤務条件であるため、地公法により労働組合との交渉事項と定められています。

「学校づくり」の視点を外さない議論

しかし、こういう法律があるからと

学校づくりの視点を外さず、議論していただきたい
通いたい、通わせたい、働きたい、学校づくりをめぐって

隣の人の小さなつながりを大切に

今回の改正は、組合として、あきらめず、地道に取り組んできた「少なからず」の前進です。しかし、月平均約9.5時間の時間外勤務に代表される過重労働の本来の負担軽減までには至りません。そのためには、まだまだ解決しないとまらない課題が山積みです。まずは、少人数学級の実現や定数増などの課題に、また今、教職員を追い込んでいる精神的な労働阻害も見据えながら、負担軽減に向けた取り組みをしていかなければなりません。それを実現するためには、一人の「声」ではなかなか届きません。隣の人の小さなつながりを大切に、やがて支流が大河になる如く、大きなうねりになる「声」にしていきましょう。

部活動・少年団を語ろう！

二月十五日(土)乙部交遊館において、「部活・少年団を語ろう」が行われました。今、学校現場では、部活動や少年団の様々な課題を抱えています。部活が負担で、肉体的にも精神的にも困っている教職員や、小学校の少

近視的思考を乗り越えて

人としての成長発達のために

年団と中学校の部活動の関係性、全員部活制と希望制、専門と専門外、練習試合や大会などの勤務の取扱いなど、課題は多岐にわたります。今回、少年団の指導者や若手・ベテランの指導者の方々それぞれが、それらの現状や課題などを語り合い場となりました。

部活動で培いたいものは

若手から「生徒が締められないように感じ、ゆるい感じがするので何とかしたい・・・」という悩みが語られ「わかる、わかる・・・」という会話から語り合いが始まりました。

その様々な語り合いの中で、部活や少年団で子どもたちに培いたいものという「問い」が出され、「部活は生徒指導上とても重要で、人間関係を

学ばせたり、みんなとともに、一つの目標に向かって団結することの意義や喜怒哀楽をともにする仲間づくりなど、人間関係を学ばせたり、社会性を育てるのにとっても大切なものではないか」など、その「問い」から部活動の意義をあらためて見直すような語りになりました。

「ビシツとさせたい」

また、「ゆるい部活」「ビシツとしている部活」という視点で部活の良し悪しを判断するだけでなく、その生徒が自主的・自覚的になれる成長発達のためになっているのかという視点も持ち合わせないと、ビシツとしても、子どもたちの成長発達のためにつけない場合もあるという指摘もありました。

さらに、全員部活制の話題では、経験豊かな教師から「学校で部活をしないといけないとしゃべっているの、生徒たちには少しでもいい思いをさせてやりたいという思いがある。それだけに、丁寧な指導が必要」と全員部活制で顧問をする思いが語られました。その中で、「入らざるを得ない生徒の受け皿になる部活もあり、やる気のあがる生徒とそうでない生徒のモチベーションの差が大きい。まとまりという意味では、指導がむずかしいが、まず

は、そのスポーツや芸術、科学など、それ自体が持っているおもしろさや楽しさを大切にしたい。そして、スモールステップなどを用いながら上達していくおもしろさ

や、仲間とのつながりの中で会得していくおもしろさなどを生徒自身が感じることが大切ではないか」と自らの経験談を交えながら、語られました。また、全体の中で、モチベーションや力量の差がある場合は、「こだけには全員で集中してやろう」など、練習の中でメリハリをつけるなど、ちよつとしたことでも生徒のモチベーションが変わってくることも語られました。

保護者と共有したいこと

保護者との関わりについては、「子どもたちは勝ちたい』『保護者は子どもたちに勝たせてあげたい』『教師も勝って願いを叶え、そして期待に応えたい』という思いは共有している」「勝つことで、成長することが多い。しかし、同時に、勝つことは、落とし穴があり、そこにシフトしすぎると、部活は子どもの『人としての成長発達の間』というところが等閑になる場合もある」その視点を保護者と丁寧な共有しながら、「練習は欠かせないが、成長発達途上の児

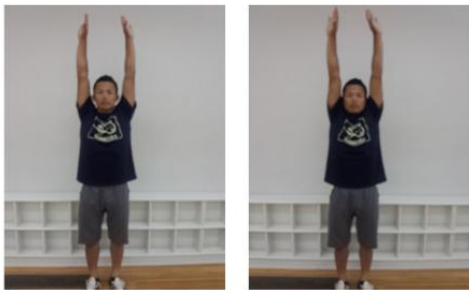
童・生徒には、やり過ぎは禁物。休養も必要な場合もあるなど、保護者と話し合える環境づくりも重要」また、「道教委がすすめている『スポーツドクター』からの発達段階にあつたトレーニング法』などを保護者とともに学ぶ機会があれば、それらを共有しやすい」などの意見も交わされました。

「語り」は近視的思考からの解放

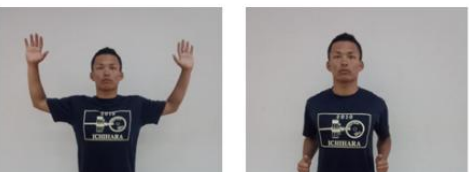
最後に、「こういう語り合いが職場でも持つ時間があればいい」「学校現場で忙しく過ごしていると、『すぐに結果』という近視的思考になりがちになる。こういう語り合う場で交流すると、その思考から少し解放され、子どもたちが大人になるためにどうすればいいのかというような子どもたちの『未来』を考える時間になる」という感想も述べられ、「部活動・少年団を語ろう」を終えました。



STEP1. 柔軟性をチェック！ 左右拳をみてみましょう。



この柔軟性では、特に利き腕のほうが上がりにくくなります。左の写真は良いですが、右の写真は肩をすくめてしまっているよくない動きです。



スペシャル講習会(トレーナー佐藤裕務氏より資料のみ提供)

野球のための肩・肩甲骨エクササイズの一部